**指定障害児入所施設**

**自主点検表**

**福祉型障害児入所施設**

**医療型障害児入所施設**

※該当する施設名称を〇で囲うこと

|  |  |
| --- | --- |
| 点検実施年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 事業者（法人）名 |  |
| 施設の名称 |  |
| 指定事業所番号 |  |
| 管理者  （役職・氏名） |  |
| 資料作成者  （職・氏名） |  |
| （ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ） |  |

児童福祉法に基づく指定入所支援施設の

自主点検表における表記等について

１　省略表記

　・「法」 ：児童福祉法（昭和22年法律第164号）

　・「施行規則」：児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

　・「厚令」：厚生労働省令

　・「平24厚令16」：

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に

関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）

　・「厚告」：厚生労働省告示

　・「平24厚告123」：

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する

基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）

　・「平24厚告128」：

厚生労働大臣が定める一単位の単価を定める件（平成24年3月14日

厚生労働省告示第128号）

　・「平24厚告231」：

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針

（平成24年3月30日厚生労働省告示第231号）

　・「平24厚告269」：

厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年3月30日厚生労働省告示

第269号）

　・「平24厚告270」：

厚生労働大臣が定める児童等（平成24年3月30日厚生労働省告示第

270号）

　・「平24厚告271」：

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営

業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成24年3月30日

厚生労働省告示第271号）

　・「平24厚告305」：

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に

関する基準第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

（平成24年3月31日厚生労働省告示第305号）

　・「解釈通知」：児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）

　・「留意事項通知」：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

　・「条例」：児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する

条例（平成24年京都府条例第35号）

　・「規則」：児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する

条例施行規則（平成24年京都府規則第50号）

２　自主点検表の作成について

　(1) 実施している事業ごとに、毎年、定期的に点検してください。

　(2) この自主点検表は、点検後、実施している施設ごとに作成してください。

　(3) 表紙は、施設名を○で囲むとともに、必要事項を記載してください。

　(4) 自主点検表の各項目を確認し、「結果」欄の「適・否」のいずれかに☑をするとともに、必要事項を記入してください。

(5) 実施していない事業や算定していない加算等に関する項目は、「該当なし」に

☑をするか、その項目を斜線で消してください。